

特集

生活困窮者自立支援制度をご存知ですか？



生活困窮者自立支援制度は、生活保護受給者の増大対策として生活困窮者の自立と就労を支援し、生活向上を図ります。

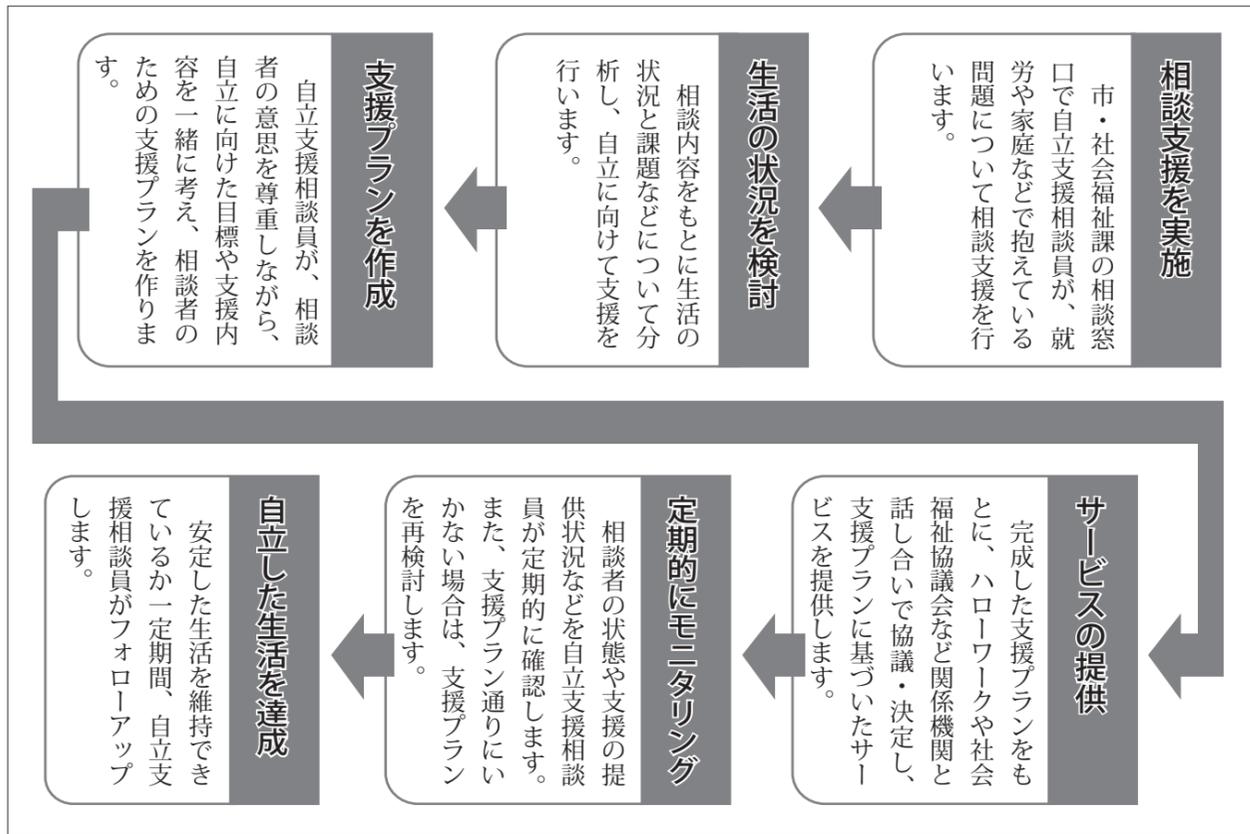
**生活保護受給者が増加
生活困窮者自立支援法施行**

非正規労働者や年収200万円以下の給与所得者、生活保護受給者などが増える傾向にあり、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い世帯が全国的に増加していることから、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることを目的として、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行されました。

これに伴い、市では生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」の充実、包括的な支援体制の創設を旨とした生活困窮者自立支援制度を導入し、各関係機関との連携強化などに取り組んでいます。

**相談員配置、就労を支援
関係機関との連携を図る**

生活困窮者自立支援制度は、「自立相談支援事業」を軸とした制度です。市・社会福祉課に相談窓口を置き、生活困窮者の自立に向けて各関係機関と連携し、相談支援や就労支援を行うほか、「住居確保給付金事業」や「子どもの学習支援事業」な



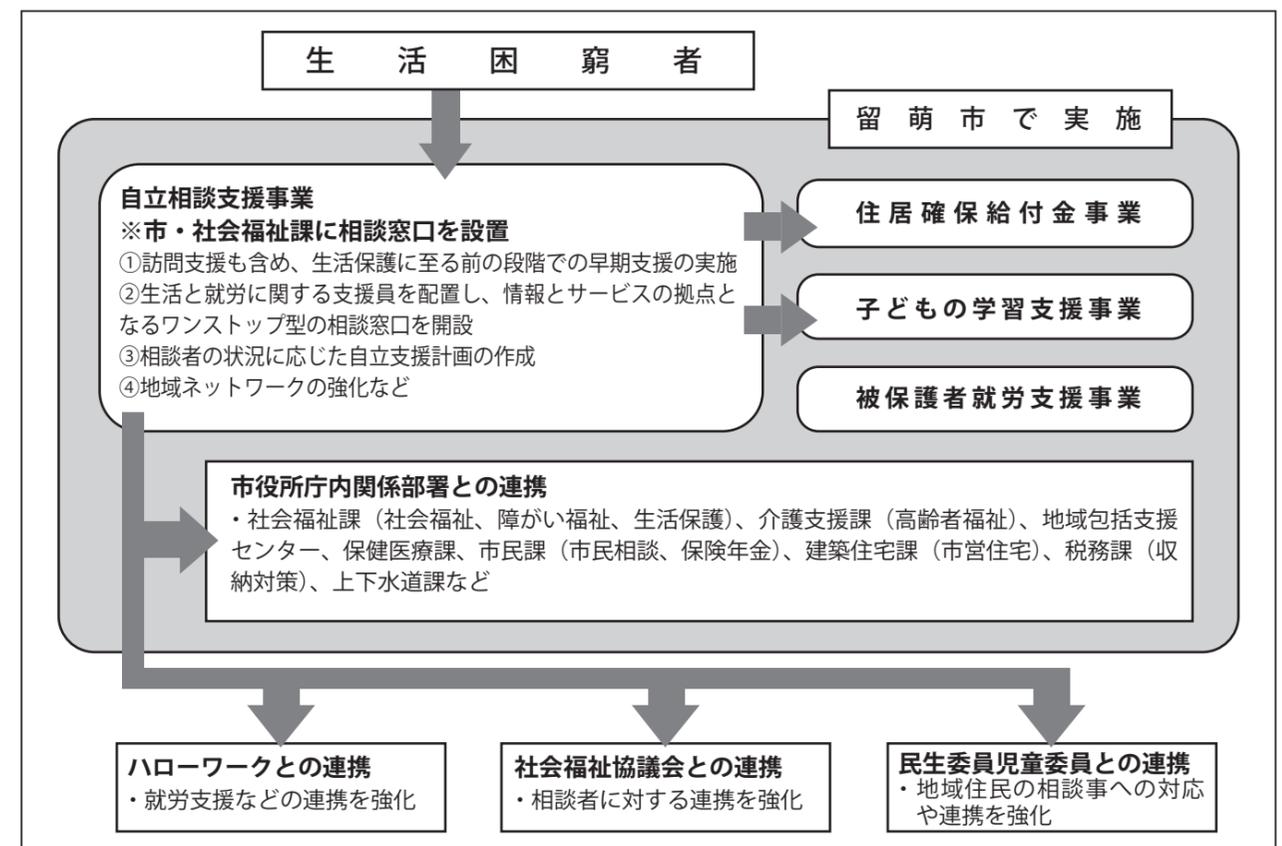
▲図2 相談窓口の取り組みについて

どの必要な支援を行います。(図1)
自立相談支援事業は、生活保護に至っていないものの、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、包括的な支援を行うとともに、生活困窮者の自立を図ることを目的としています。
具体的には、市・社会福祉課の相談窓口には自立相談員が、自立した生活の達成に向けて、就労やその他の自立に関する相談支援、プランの作成を行います。また、市役所庁内関係部署をはじめ、ハローワークや社会福祉協議会など関係機関と連携を図り、市内の生活困窮者の自立に向けた支援を図ります。(図2)

**住居確保給付金事業と
子どもの学習支援事業**

自立相談支援事業のほか、就労支援として住居確保給付金事業、生活困窮者世帯への学習支援として子どもの学習支援事業があります。

住居確保給付金事業は、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、安定した住居の確保と就労自立を図ることを目



▲図1 生活困窮者自立支援制度の全体像

**生活の不安や心配など
まずはご相談ください**

生活保護を受給していない方で、現在生活に困っており、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方、または長く失業している方や引きこもりなどで、生活の問題や不安を抱えている方は誰でも相談することができ、まずはお気軽にご相談ください。